**読書ノート　その37**

2020年1月22日　小林

**遠藤正敬「戸籍と国籍の近現代史」(明石書店、2013年9月)**

* 著者は早大台湾研究所研究員、2017年に「戸籍と無戸籍」でサントリー学芸賞。
* 本書は戸籍・国籍制度の変遷を述べつつ、現在の戸籍制度を批判的に解説していてとても興味深い。かつての台湾・朝鮮等の外地人の戸籍も含め戸籍は前科や嫡出・非嫡出などを表示して差別のツールとして使われてきた歴史も述べられている。戸籍は日本古来の家制度を今に残すもので、中根千枝が言うところのタテ社会や集団主義は、家制度・戸籍制度と密接な関係があるような気がします。
* **まず、戸籍に書かれている本籍地とは何か？**　私人の権利義務の観点からは本籍地はなんの意味もない。本籍地は本人居住の事実と関係なく国内の任意の住所を本籍地にできます(他人の住所も)。本籍地は行政的には戸籍事務の管轄地を決定する。意味があるとすればこの意味だけ。であるなら、なぜ本籍地なんてあるのか？　旧戸籍の残滓以上の意味なし。
* **続柄とは何か？**　筆頭者との身分関係(配偶者、子、養子)。「子」については、「長男」、「二男」等の序列が付けられて表記される。同日誕生の双子も出生時間の前後で長男・二男と書かれてしまう。出生年月日だけ書いておけばいいのになぜ国家機関は勝手に序列を付けるのか。長男・二男等の序列は法的にはなんの意味もない。昔の長男家督相続という家制度の残滓です。
* **筆頭者とは何か？**　普通は夫・父親が筆頭者になる。ただし、婚姻のときに夫が妻の苗字を名乗ると妻が筆頭者になる。妻の苗字を名乗った夫は、妻の戸籍(家)に入ってきた者という扱いになる(入籍)。筆頭者死亡後も筆頭者は変わらないので、戸籍上は死亡者が筆頭者として残存することになる。もちろん、死亡により除籍されているが、筆頭者としては残存する。
* すなわち、戸籍は筆頭者の苗字()の連なり・系譜を記載するものという考え方で編製されている。従って、妻の氏を名乗った夫は、氏の系譜から見れば妻の氏の系譜に途中から入ってきた者でしかない。だから筆頭者になれない。夫の氏を名乗った妻も同じ。夫の氏の系譜に途中から入ってきた者。なお、筆頭者死亡後も筆頭者は変わらないのは、この考え方が徹底されているから。つまり、途中から入ってきた者は筆頭者になれない。
* 筆頭者氏名と本籍地を正確に書けないと戸籍謄本・抄本がもらえない。本籍地が意味あるとすれば、この一点のみ。本籍地は戸籍の検索機能(パスワード)を担っているという意味しかない。筆頭者氏名も同じ。パスワードでしかない。
* 筆頭者氏名はパスワードでしかないのに、なぜ妻の氏を名乗った夫は筆頭者になれないのか？　妻の氏を名乗った夫に対する差別ではないのか。氏の系譜を戸籍に記載することが、なぜそれほど重要なのか？　これは、夫の氏を名乗った妻についても同様。
* **分籍と分家**。婚姻により子は親の戸籍から除かれ、その子の婚姻相手とともに新戸籍が編製される(分籍)。未婚でも20歳になれば分籍は可能(筆頭者の承諾不要)。当然、氏は引き継がれる。これは、昔の「分家」の形を残している。
* **さて、戸籍とは何か。**国民登録簿であり、ここに登録された者には日本国籍が与えられる。この点においてのみ戸籍は法的な意味がある。とはいえ、戸籍の記載事項である続柄や出生年月日、性別はすべて住民票に書かれている。なぜ住民票と戸籍を併存させる必要があるのか？(大前研一も)
* ちなみに、欧米には戸籍に相当するものはなく、個人々の身分登録があるだけ。つまり、出生登録、婚姻登録などがあるだけで、それを証するものとして出生証明書、婚姻証明書などがある。
* **夫婦同姓について。**日本古来の習慣は夫婦別姓です。だから、源頼朝の妻・北条政子(尼将軍)は結婚後も北条政子を名乗り、足利義政の妻・日野富子(天下の悪妻)は結婚後も日野富子を名乗っていた。1876年太政官指令は、夫婦別姓とすべきこと、および妻が夫の家を相続したるときは夫の氏を称すべきことを定めている。つまり、妻が夫の氏を名乗ることは禁じられていた。これは、氏は家系を示すものであるため、他の氏の者をその氏の者と区別するためと考えられる。夫婦同姓が強制されるのは、1898年の民法制定による。この論理は「家に入る」ことにより家の氏を名乗るという考え方になった。
* **日本人・外国人が結婚した場合**、現在、日本人配偶者が外国人配偶者の姓family nameを名乗ることは可能。つまり、鈴木花子とジョン・スミスが結婚した場合、妻は「スミス花子」と改姓することは認められている。が、その逆は認められていない。つまり、夫が「鈴木ジョン」と改姓することは認められていない。その考え方は、氏を名乗れるのは生まれながらの日本人のみの与えられた恩典ということ。
* **中国・韓国の状況**。中国では、姓を変えることは祖先を否定する恥ずべき行為なので、結婚しても基本は別性。改姓は権利として認められてはいる。韓国では、同姓同本貫の一族の仲間意識が強く、男系の姓を継承する慣習があるため、夫婦別姓が普通。つまり、他の姓を持った女は一族に入れてもらえない。
* **欧米の身分登録制度との対比**。欧米として一括りにはできないが、日本の戸籍制度と比較すると欧米の身分登録制度には、概略以下のような共通点がある。(1)家族単位ではなく個人単位での登録。戸籍のように家族全員が記載されている登録簿はない。(2)出生、婚姻等々の事柄ごとに登録簿が分かれている。出生登録簿、婚姻登録簿など。(3)登録事項は出生、婚姻、死亡、養子縁組等に限られている。戸籍のように親兄弟等の親族関係の登録はない。つまり、にほんでは、私を筆頭者とする戸籍には私の両親の氏名が記載されており、二男という表示で兄がいることが分かる。なお、仏・独・スイスには個人登録簿とは別に家族手帳という制度があって、婚姻時に希望する夫婦に家族手帳が渡され、そこに家族の身分変動を記録していくもの。
* **戸籍制度は中国から輸入されたが**、現在の中国の「戸口登記制度」は公安機関の管轄であり、家族登録の性格は薄く、むしろ警察目的の居住地登録の性格が強い。農村から都市への居住移動を制限する手段として使われている。
* **国籍の歴史。**近代以前のヨーロッパでは、国王の領地で生まれた子どもは国王の領民になるという考えから、国籍は出生地で決められていた。これは国王の兵力拡大につながることから、出生地主義は好都合だった。この考え方は、今でも米国やブラジル等の移民国家で採用されている。近代に入ると、個人々に国民としての自覚が生まれ、国家への帰属意識が生まれた。ここに国民としての資格、すなわち国籍が法的な概念となった。それとともに、近代には「同一民族による国家」nation stateという民族主義が台頭し、国籍は血統で決めるべきとの血統主義が生まれた(血統主義の極端な形はドイツでのユダヤ人排斥となった)。日本も血統主義を採っており、日本人の両親・片親をもつ子どもは日本国籍が認められる。日本は1984年まで父親が日本人の場合にのみ子どもは日本国籍が認められていたが、現在は父母いずれでも日本国籍が認められる。なお、現在ヨーロッパ大陸諸国は血統主義が基本で、英国は絶対王権下の伝統で今でも出生地主義。なお、出生地主義は、生まれたところで育ち生活していくのが普通なので、生活地の国籍を与えるのが好都合であろうとの考え方によります。
* **日本の国籍法の歴史**。古来より帰化人という概念はあったが、幕末の開国まで国籍を云々する必要がなかった。1873年の太政官布告は、(1)外国人男性の妻となった日本人女性🚹-🚺は日本国籍を失う、(2) 日本人男性の妻となった外国人女性🚺-🚹は日本国籍を得る、と定めている。つまり、男性中心の夫婦国籍同一主義。その後、旧民法制定後の1899年の旧国籍法において父系血統主義を採用した。つまり、父親が日本人でなければ子どもは日本国籍を取得できない。父親が日本人であっても子どもが婚外子の場合は、その子が父に認知されれば日本国籍を取得するが、認知されなければ日本国籍を取得できない。国籍離脱については、外国籍取得により自動的に日本国籍を失うこととしていたが、兵役回避を防ぐため満17歳以上の男子は外国籍を取得しても日本国籍は失わないとして二重国籍を容認した。しかし、これがため出生地主義の米国で生まれた日系アメリカ人は自動的に日米二重国籍となり、これは「日本の兵役義務を負う日系人」として日系人排斥の背景になった（プラス1924年米国改正移民法:アジア系一世の帰化禁止、移民数の制限。これが日米開戦の遠因のなった）。終戦後の昭和25年、現行国籍法では、父母平等の血統主義を採用した。
* **現行の国籍法**は、第二条において以下のように定めています。

子は、次の場合には、日本国民とする。

　　　　一　出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

　　　　二　出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。

　　　　三　日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

* **明治以降の戸籍制度の変遷**。
* まず、大きな流れとして、大化の改新によって公地公民となり、国家が民を把握する必要から670年に日本初の戸籍・庚午年籍(ｺｳｺﾞﾈﾝｼﾞｬﾝ)が作られ、班田給付や徴税、兵役の基礎データとされた。が、貴族の私有地・荘園の拡大で公地公民制は崩壊し、源頼朝の武士政権が生まれると戸籍制度も崩壊、大名・領主による直接的な農民掌握が行われるようになり(私地私民)、徳川幕府の下では宗門人別帳が作られ年貢徴収や宗教統制が行われた。幕末には、「武士の戸籍」から外れた脱藩浪士が討幕運動の一端を担い倒幕が成し遂げられた。
* このような背景のもと、明治政府の成立直後には1868年・明治元年に脱藩者の復籍を勧告する布告を発している。平和になれば脱藩者＝統制を外れた者は政府にとって不気味な存在と映った。明治3年には岩倉具視の意見書に戸籍制度の整備の必要が解かれている。ただし、その心は農民を土地に縛り付けておくためのツールとしての戸籍であった。
* 明治政府が進めようとする近代化のベクトルは本来、「士農工商の間に少しも区別を立てず、・・・・・毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才を伸ばしむる」(福沢諭吉「西洋事情」慶應2年刊)社会の構築にあったはずであるが、「王政復古」という明治政府が立脚するところのイデオロギーのため、戸籍制度は臣民を服属させるためのツールとして終戦後まで続くことになる。
* 明治4年の太政官布告により全国統一ルールに基づく壬申(ｼﾞﾝｼﾝ)戸籍が作られた。その特徴は、(1)「戸」という家屋単位で編製され、一つの家屋に居住する者すべて(同居人、住み込みの丁稚奉公人等を含む)がその戸籍に登載された、(2) 妾が家族として登載されている(ただし、明治12年まで) 、(3)宗派の記載が義務となっている、(4)皇・華・士族・平民・新平民の身分区別が記載されている、(5)嫡非が記載されている、(6)本籍地は原則として居住地であること、などであった。個々の申請に基づき編製されたのでかなり不完全な内容であった。また、戸主は兵役免除だったので二男以下は分籍して全員戸主になることで兵役のがれが横行した。
* 本籍地は原則として居住地であったが、産業の発達は人の移動を必然とし、本籍地は意味のないものとなった。そこで、居住地を移した者について届出をなさしめ、これを寄留簿に記載した。これが住民登録簿につながっていく。
* 民法典制定にあわせて明治30年に戸籍法(旧戸籍法)が制定され、ここで初めて「家」の概念が創設された。なお、江戸時代までの「家」は血統を要件とせず、家業と苗字を要件とする法人的な存在であった。だから、その家の財産は戸主の個人財産というより家という法人に属した「家産」というべきものだった。ところが、旧戸籍法は家を父系血統の親族集団とした。家制度は日本古来の伝統ではなく国民統制のため明治政府が作った制度とのことです。
* これはのちに、天皇を父とする家族的国家観へとつながり、ここに家制度と国体が直結する。ここでは、家の代々の先祖は天照大神や神武天皇につながる皇統に重ね合わせられ、先祖崇拝が強調された。このことは、今においても戸籍が氏の系譜を重視することにつながっている。
* なお、天皇を父とする家族的国家観とは、穂積八束(憲法学者、1860-1912年)の以下の言葉によく表れている。「家を大にすれば国を成し、国を小にすれば家を成す、家制を明らかにするは即ち国体を明らかにする所以なり」。(日本人は天皇や戸主を頂点とするピラミッド型のタテ社会が好きなのだろうか)
* この天皇を父とする家族的国家観は八紘一宇(世界を一つの家とする)の精神へ伸長し、ついには天皇を戴く大和民族が主導するところの大東亜共栄圏の構想へと膨張していった。このような家制度や家族的国家観は政府作成の小冊子「国体の本義」(1937年)や「臣民の道」(1941年)で国民へ浸透していった。(思想は歴史を動かす力を持っていることを感じます。)
* 旧戸籍法は、日本国籍を有する者のみ戸籍に登載されることを規定しており、ここでいう日本国籍を有する者は、第一義的には壬申戸籍に登載された者をいい、第二義的には日本人男性と結婚した外国人女性(NHK「マッサン」の竹鶴リタ)とその間に生まれた子ども、および外国人女性が生み日本人男性が認知した子ども。すなわち、父系血統主義。これは、男系で天皇位が継承されてきたことと重なります。
* 旧戸籍法の下では、戸籍とは別に個人単位の身分登録制度が行われた。これは廃案になったボアソナード民法法案の影響を多分に受けたもの。民法に関係する出生、婚姻、死亡等の事実を個人ごとに登録するもの。ただし、身分登録制度は戸籍と記載事項がほとんど同じため、大正3年(1914年)には廃止になっている。
* ここで注目すべきは、同年の帝国議会で島田俊雄議員(農林大臣、衆議院議長等、1877-1847年)は、「資本主義の浸透にともない個人主義化が進み家制度は崩れることは不可避である。身分の関係は個人的の関係であり戸籍は家の関係である」として個人単位の身分登録制度の廃止に反対した。島田議員の指摘は、百年以上たった2020年でも十分に通用する主張。(我思うに、日本人は「個人主義」という言葉に対して偏見を持っているのではないだろうか。)
* アイヌと琉球の戸籍編入は、とても興味深いが省略。一言で言うと、創氏改名して戸籍に登載。アイヌについては「旧土人」と記載した。樺太と千島列島の戸籍編入もとても興味深いが省略。
* **台湾の植民地化と戸籍。**台湾の植民地化(1895年)の特徴は、(1)日清戦争に勝った結果の領土割譲であったため突然のできごとであった、(2)朝鮮との対比で言うと、台湾は清国の領土の一部が割譲されたのに対し、朝鮮は一国丸ごと日本に併合された、(3)台湾には「蕃人」と呼ばれていた原住民(アミ族、タイヤル族等)がいた。
* 最初期の戸籍は憲兵・警察の共同で実地調査の上で編製された。記載事項には種族、操行、前科、阿片吸引癖の有無等があり警察目的が主眼。従って、この台湾戸籍は日本の戸籍事務上は戸籍とは認められず様々な不便が生じた。日台間の婚姻は台湾戸籍に記載されず、婚姻届を出そうとするも戸籍官吏がいない等のことがあった。結果的に、内縁関係が増え、非嫡出子が増えた。
* 1923年には明治民法が台湾に適用されることになった。が、親族・相続法については慣習によることとした。このような背景もあり、戸籍の整備が急がれたが、1933年になってようやく戸籍が整備されることになった。ところが、この台湾戸籍は朝鮮戸籍と比べると特異な点があった。(1)本島人のみが対象で蕃人は「蕃社台帳」に記載された。(2)警察的性格が維持され、戸籍事務は警察が行った。朝鮮では法務局に相当する司法機関が担当した。
* **朝鮮併合と戸籍**。1904年の第一次日韓協約、1905年の第二次日韓協約を経て、1910年の日韓併合条約により朝鮮半島は日本の領土に併合された。併合なので明治憲法その他の日本法は原則として朝鮮半島にも適用されたが、個々に見ると選択的に適用された。旧国籍法は適用すると在満朝鮮人が清国国籍になってしまい取締りに不都合であるとのことで適用されなかった。つまり、日本は当時、朝鮮人の清国満州地方への移住を促進していたが、移住した朝鮮人(日本人)が清国国籍を取得すると自動的に日本国籍を失うので、当該朝鮮人に対して属人的な管轄権を失い、反日活動を行う朝鮮人の取締りに不便になるとのことで旧国籍法は適用されなかった。
* 戸籍については、日本とほぼ同じものが実施された。ただし、もともとの「民籍」は、朝鮮独特のもの。これは同姓同本貫の婚姻禁止や異姓養子の禁止など独特の慣習があったため。なお、戸籍制度施行に伴い、被差別民である奴婢・白丁(ﾍﾟｸﾁｮﾝ)も姓を名乗ることが許された。
* **戸籍と徴兵**。当初、台湾・朝鮮の外地人は徴兵の対象外。これは日本への忠誠心に疑念があったため。1937年7月勃発の日中戦争は国家総力戦となり、外地人も徴兵対象とする必要が生じたため、まず外地人も志願制により兵役に就くことが可能となった。1943年3月、朝鮮人についてのみ徴兵制の対象に組み入れられた。ただし、その時点で17～40歳の徴兵適齢者は除かれ、それ以降徴兵適齢に達する者が対象になった。つまり、皇民としての教育を受けた者のみ徴兵する。台湾でも若干時期は異なるものの同じ経過で徴兵制が行われた。ちなみに、朝鮮人については24万2千人が動員、2万2千人が死亡、台湾人については20万7千人が動員、3万3千人が死亡。(台湾人兵士の死亡率が16%と高いのは南方戦線に送られたからではないか。)
* **ポツダム宣言受諾**により、日本は台湾、朝鮮半島等の領有を否定されたため、在日台湾・朝鮮人の引揚げが急務となり、その基礎として登録制度が実施された。これに関与した吉田茂の言葉を借りれば、この登録制度は「不良分子を一掃し紛擾(ﾌﾝｼﾞｮｳ)の原因を除去」するためとしており、警察目的が濃厚な制度として発足した。これが外国人登録制度に引き継がれたため、在日外国人の登録・更新時に指紋押捺が必要とされた(2000年廃止)。
* 中華民国は共産党との内戦を背景に在日台湾人を取り込むため日本に使節団を派遣し国籍証明を発給した。これにより中国国籍を得た在日台湾人は一夜にして敗戦国民から連合国民(戦勝国民)になった。これに対して、朝鮮半島は1948年に南北に分断したことで、在日朝鮮人は朝鮮籍と韓国籍に分かれた。韓国政府はGHQをバックに成立した国であることから在日韓国人も連合国民とされるべきと要請したが、GHQは認めなかったという一幕もあった。(韓国人のコンプレックスが垣間見える)
* **日本政府の朝鮮・台湾人の戸籍の取り扱い**。終戦まで朝鮮半島と台湾島は日本領であり、そこに居住する朝鮮・台湾人は日本帝国国籍を有する帝国臣民であった。戸籍については現地の慣習に合わせて内地とは別の戸籍制度を創設し、これに朝鮮・台湾人を登録した。ポツダム宣言受諾により朝鮮半島と台湾島は日本領からはずれ、朝鮮半島は韓国(1948年、南北分断)、台湾島は国民党率いる中華民国の台湾省となった(1949年、中華人民共和国建国)。1952年、この状況において日本政府は朝鮮・台湾人の国籍について以下のように解釈し、これに従って取り扱うこととした。すなわち、朝鮮半島と台湾島は日本領からはずれたので、そこの戸籍に登録されている人については、韓国・北鮮国籍・中華民国国籍になるとした。
* この取り扱いは、戸籍上の本籍地を形式的に国籍地としたものであり、生活の本拠地を無視したため、在日韓国・朝鮮人、在日台湾人は「特別永住者」という特殊な外国人になった(入管特例法)。なお、特別永住者およびその他の外国人は5年以上の居住や素行善良等の条件を満たせば日本国籍の取得が可能。
* もう一つの問題点は、強制的に帝国臣民の国籍を剥奪したことであり、これは国際慣行に反するものでした。たとえば、終戦後のドイツはチェコスロバキアやオーストリア等の併合国の人たちに国籍の選択権を認めた。英国もインド・パキスタン・ビルマ等の植民地の人たちに国籍の選択権を認めた。
* なお、1961年最高裁判決は、戦前に朝鮮人男性(帝国臣民)と結婚した日本人女性(帝国臣民)が朝鮮戸籍に入籍したため、戦後、日本国籍を失ったのは違法として確認訴訟を提起したが、「朝鮮戸籍に登載された人」は韓国・朝鮮国籍を有することになると判示した。著者は、新憲法、改正民法等との整合性を無視した判決だと批判している。
* 樺太・満州からの引揚げ者の戸籍問題や沖縄返還に伴う戸籍問題は興味深いが省略。
* **1951年に成立した住民登録法**は戸籍を持つ者のみを対象とし、住民基本台帳法に受け継がれた。2012年の法改正により外国人も住民基本台帳に登録されることになった。それまでは、日本・外国混合世帯は住民基本台帳と外国人登録で別々に管理されていた。
* **1984年の国籍法改正**で父系主義が改められ父母両系主義になった。つまり、いずれが日本人であってもその子は日本国籍を取得することとなった。
* 同時に、二重国籍者に対する国籍選択制が導入された。例えば、韓国は父系主義なので、韓国父・日本母の間に生まれた子は、韓日の二重国籍になるので、その子が22歳になるまでに、いずれかの国籍を選択しなければならないというものである。なお、韓国も1998年に父母両系主義になった。
* 国籍選択制は1977年のEU決議に沿ったものだが、EU諸国で現在国籍選択制を実施している国はなく、2000年発効のEU条約では、二重国籍については許容されることになった。
* 日本では、二重国籍者を探し出し、監視する体制が敷かれている。(1)市区町村は二重国籍者の法務局への通知義務あり、(2)二重国籍者が国外に出る場合、渡航先を戸籍に記載する、などにより二重国籍者を探し出し、国籍選択を迫るようなことが行われている。なぜ二重国籍は問題なのか。国家の対人管轄権の衝突により、参政権、兵役等の公法上の権利義務が複雑化するとのこと。ただし、「実効的国籍の原則」により定住地の国籍が優先されるという考え方で問題は防げる。日本の二重国籍者への厳しい対応は、グローバル化に対応した人材の確保という観点から見直すべきではないか。
* ドイツは1999年に国籍法を改正し、両親が外国籍でも、過去8年以上のドイツ定住等の基準を満たせば、その子はドイツ国籍を取得することとした。要は、ドイツに8年以上定住していれば定職もあり、ドイツ語を話せるようになっているはずだから、その間に生まれた子は「ドイツ人」であるという考え方。
* 日本の国籍に対する考え方の背景には、日本人としての資格を持つ者は日本人の血統を持った者という考え方があるが、明治時代にはアイヌを日本人として取り込み、台湾人・朝鮮人を日本臣民として取り込んだ。これからも日本は「単一民族国家」という虚構に固執していくのか。(特別永住者の総数はH30年で約32万人、99%が韓・北鮮籍、日本への帰化により年々減少、H3には約69万人。)

以上